

建設業者等の皆様へ

入札契約制度の改正の概要について

本市入札・契約制度のより一層の透明性・公平性の確保のため、次の改正を行います。

○ 実施時期 平成26年4月1日より

1 建設工事に係る低入札対策基準の水準を引き上げます

○ 改正内容

《最低制限価格制度》

【改正前】	【改正後】
予定価格（税抜き）の <u>3分の2 ～ 82%</u> の範囲内で定める	予定価格（税抜き）の <u>80% ～ 90%</u> の範囲内で定める

※算出方法の内訳については非公表

《低入札価格調査制度》

	【改正前】	【改正後】
低入札調査基準	市設計における ・直接工事費の <u>90%</u> ・共通仮設費の <u>80%</u> ・現場管理費の <u>80%</u> ・一般管理費の <u>0%</u> を合計した金額	市設計における ・直接工事費の <u>95%</u> ・共通仮設費の <u>90%</u> ・現場管理費の <u>80%</u> ・一般管理費の <u>55%</u> を合計した金額 (予定価格（税抜き）の80%～90%の範囲内で定める)
履行判定基準	低入札調査対象者の積算内訳について、 市設計における ・直接工事費の <u>80%以上</u> であること ・共通仮設費の <u>70%以上</u> であること ・現場管理費の <u>70%以上</u> であること ・その他、直接工事費における数量が市設計と同じであること 等	低入札調査対象者の積算内訳について、 市設計における ・直接工事費の <u>95%以上</u> であること ・共通仮設費の <u>80%以上</u> であること ・現場管理費の <u>65%以上</u> であること ・ <u>一般管理費の50%以上</u> であること ・その他、直接工事費における数量が市設計と同じであること 等

※ 建設工事関連業務委託（測量・建設コンサルタント等）にかかる低入札対策基準（最低制限価格制度）については、変更はありません。

【問い合わせ先】

山形市まちづくり推進部 管理住宅課 工事契約係
TEL 023-641-1212（内線 462・463）山形市上下水道部 総務課 契約係
TEL 023-645-1177（内線 224・225）

2 予定価格の基礎となる市の設計積算内訳を事後公表します

○ 対 象

設計金額（税込）が130万円を超える建設工事及び建設工事関連業務委託

○ 公表期間

契約締結後からその翌年度末まで

○ 公表場所

市長部局発注分 …… まちづくり推進部管理住宅課

上下水道部発注分 …… 上下水道部総務課

○ 閲覧の方法

上記公表場所窓口において、所定の閲覧申請書に必要事項を記入し提出いただきます。

3 電子入札執行の対象業種を拡大します

○ 新たに対象となる業種

設計金額130万円を超える

① 測量業務 ② 建設コンサルタント業務 ③ 建築設計業務（建築士事務所）

④ 地質調査業務 ⑤ 補償コンサルタント業務

に係る入札（※ 随意契約に係る見積り合わせは対象外）

また、建設工事に係る条件付一般競争入札案件については、業種に関わらず、すべて電子入札により執行します。

【平成26年4月1日以降における電子入札執行の対象】

	建設工事		建設工事関連業務委託
業種・等級	土木一式工事 A・B等級 建築一式工事 A・B等級 電気工事 A等級 管工事 A等級 舗装工事 A等級 水道施設工事 A等級	左記以外の業種・等級	測量業務 建設コンサルタント業務 建築設計業務（建築士事務所） 地質調査業務 補償コンサルタント業務
入札方法	随意契約を除く 全ての入札方法	条件付一般競争入札	随意契約を除く 全ての入札方法

※ 平成27年度以降においても、順次、対象を拡大していく予定です。

4 格付等級指定型条件付一般競争入札の対象を拡大します

○ 改正内容

≪格付等級指定型条件付一般競争入札の対象≫

【改正前】	【改正後】
<p>≪実施対象≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計金額 1,500 万円以上 土木一式工事（A・B等級） 建築一式工事（A・B等級） 設計金額 1,000 万円以上 電気工事・管工事・舗装工事・ 水道施設工事（各A等級） <p>≪試行実施対象≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計金額 1,000 万円以上～1,500 万円未満 土木一式工事（C等級） 	<p>≪実施対象≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計金額 1,500 万円以上 土木一式工事（A・B等級） 建築一式工事（A・B等級） 設計金額 1,000 万円以上 電気工事・管工事・舗装工事・ 水道施設工事（各A等級） <p>≪試行実施対象≫</p> <ul style="list-style-type: none"> 設計金額 1,000 万円以上～1,500 万円未満 土木一式工事（C等級） <p>≪状況等に応じて実施≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>設計金額 130 万円超え～1,000 万円未満</u> <u>土木一式工事（C等級）</u> <u>電気工事・管工事・舗装工事・</u> <u>水道施設工事（各B等級）</u> <u>設計金額 130 万円超え～1,500 万円未満</u> <u>建築一式工事（C等級）</u>

5 指名停止措置基準を見直します

○ 改正内容

違法行為に対する措置の更なる厳正化を図るため、「山形市工事請負業者指名停止要綱」別表に規定する措置期間を見直します。特に「贈賄」、「独占禁止法違反行為」、「競売入札妨害又は談合」に係る措置期間については大幅に措置期間を延伸します。併せて、「指名停止要綱運用基準」を定め、指名停止措置の適正化・透明性の向上を図ります。また、「談合情報対応マニュアル」を、より具体的なものに整備します。

改正後の要綱、マニュアル等は、本市ホームページを参照下さい。

<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/shiseijoho/sub2/kakuka/machizukuri/kanri/annai/youryouyoukoutou.html>

（平成26年4月1日に掲載する予定です。）

6 その他

① 「地域建設業経営強化融資制度」に係る債権譲渡の承諾に関する取り扱いの実施期間を延長します

国が定める「地域建設業経営強化融資制度」を運用するため、建設工事請負契約約款第6条第1項ただし書きに基づく工事請負代金債権の譲渡に関する取扱いの実施期間を平成27年3月末日までに1年間延長します。

○ 「地域建設業経営強化融資制度」の概要

この制度は、建設業者が、公共工事に係る工事請負代金債権を担保に、事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けることが可能となるものです。

○ 対象者

中小・中堅元請建設業者

(資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は従業員数が1,500人以下)

○ 対象工事

本市が発注する契約金額が130万円以上で、前金払が行われ、出来高が2分の1以上に到達したと認められる工事

○ 実施期間

平成21年6月1日から平成27年3月末日まで

- ・ 制度の詳細につきましては、国土交通省ホームページをご覧ください。
- ・ 債権譲渡の承諾手続きにつきましては、本市ホームページをご覧ください。

② 営業所専任技術者が現場の監理技術者等を兼務できる要件を整理しました

営業所における専任の技術者（以下「営業所専任技術者」）については、国の事務通達等により、一定の要件を満たす場合には現場の監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」）を兼ねることができるとされています。今般、本市発注工事における、営業所専任技術者が監理技術者等を兼務できる要件を整理しました。

○ 営業所専任技術者が現場の監理技術者等を兼務できる要件

以下の4項目を全て満たす場合について、兼務を認めるものとします。

- ① 当該営業所で契約が締結された建設工事であること
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接（直線距離で5km以内 又は 自動車での移動で20分以内）し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること
- ③ 当該工事に配置する監理技術者等は、建設業法第26条第3項に規定する専任を要するものでないとともに現場代理人を兼ねるものでないこと
- ④ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な（予定価格2,500万円（建築一式工事にあつては5,000万円）以上の工事については、入札執行日前日から起算して3か月以上前から）雇用関係にあること